

宮城県介護人材確保協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 介護関係団体等が参画し、業界全体での介護人材確保の推進に向け、本県における介護人材確保に係る具体的な取組等の検討を行うため、宮城県介護人材確保協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県における介護人材確保の推進に向けた課題の整理及び今後の取組の方向性、具体的な取組等の検討に関する事。
- (2) その他、介護人材の確保の推進について必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会に会長を置き、また、構成員は別表のとおりとする。

- 2 会長は、構成員の中から互選により決定する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。
- 5 協議会には、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 協議会には、必要に応じ、部会を設置することができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務を処理するため、事務局を宮城県保健福祉部長寿社会政策課に置く。

- 2 事務局長は、長寿社会政策課長をもって充てる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、事務局において別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

別表（第3条関係）

	構成員	
1	公益財団法人介護労働安定センター宮城支部	
2	仙台市老人福祉施設協議会	
3	東北福祉大学	
4	一般社団法人宮城県介護福祉士会	
5	宮城県介護福祉士養成施設協会	
6	公益社団法人宮城県看護協会	
7	宮城県市長会	
8	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 (宮城県福祉人材センター)	
9	一般社団法人宮城県社会福祉士会	
10	宮城県生活協同組合連合会	
11	特定非営利活動法人宮城県認知症グループ ホーム協議会	
12	宮城県町村会	
13	宮城県老人福祉施設協議会	
14	宮城県老人保健施設連絡協議会	
15	みやぎ小規模多機能型居宅介護連絡会	
16	宮城労働局	
17	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 宮城支部	
18	宮城県教育委員会	高校教育課
		義務教育課
19	宮城県	私学・公益法人課
		産業人材対策課
		雇用対策課
		社会福祉課
		医療人材対策室
		障害福祉課
		長寿社会政策課